

信託の概念・仕組み

1 信託とは何か

「信託」とは、一般的に言えば、「他人を信頼してものごとを委託すること」をいいます。

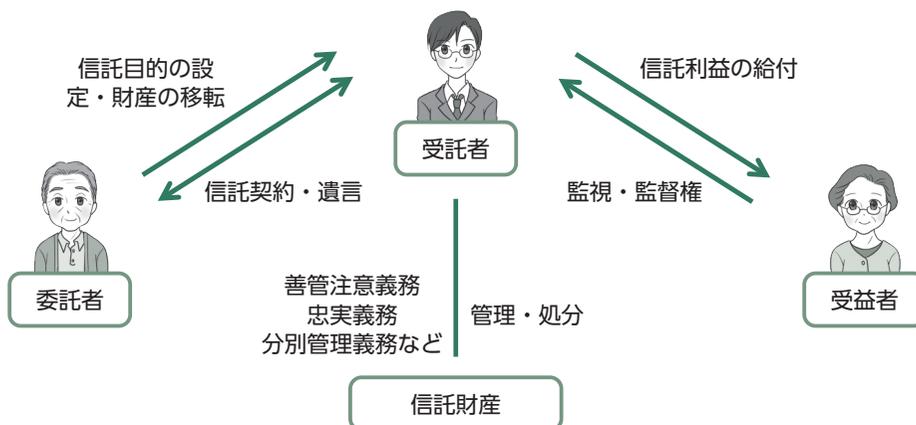
日本国憲法前文にも「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって…」と「信託」という言葉が使われていますし、かつて国際連合の信託統治領があったことはよく知られています。

私たちの暮らしの中にも、信託の考え方は生きています。例えば、「財産を増やしたいと考えている人が、多忙であったり専門的な知識が十分でなかったりするために、知人や信頼できる財産管理の専門家に財産の管理や運用を頼むといった場合」や、「自分の死後に遺族である妻子が相続する財産であるとか、海外勤務のため長期間にわたって日本を留守にする場合の持ち家やその他の財産の管理・運用を、あらかじめ信頼できる人に託すといった場合」などです。このような考え方こそ、たとえ当事者の間では信託という言葉が使われなくても、信託の考え方そのものであるとすることができます。

信託法上の「信託」とは、委託者が信託行為によってその信頼できる人（受託者）に対して財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。

信託法2条1項では、信託とは「次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の

【図表1-1】信託の仕組み



者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条について同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすること」と定義し、「次条各号に掲げる方法のいずれか」については、特定の者との間で信託契約を締結する方法、遺言による方法、一定の意思表示によってする方法（自己信託）、の3つの方法を挙げています。

信託の仕組みを図解すると、【図表1-1】のようになります。

2 信託の基本的要素

信託目的、受益者、信託財産、受託者は、信託の基本的な要素といわれています。詳細は第2章にて解説しますが、信託の概要をおさえるために、基本的要素をまとめると次のとおりです。以下、主に信託契約の締結による信託について述べます。

信託目的

信託目的とは、委託者が信託によって達成しようとする目的をいう。これを受託者側から見れば、信託目的は、受託者の行動指針となり、受託者が信託財産について管理・処分権を行使する場合に、受託者の権限、履行すべき義務の範囲を確定したりするほか、信託終了の判断基準となる。信託目的は、信託関係の発生、存続、消滅を左右する基本的な要素である。

受益者

受益者とは、受益権を有する者をいう（信託法2条6項）。受益者に指定された者は、受益の意思表示をすることなく受益権を取得し、当然に信託の利益を享受する。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、その定めに従うことになる（同法88条）。また、信託法においては、委託者が自己の死亡や適正な判断能力の喪失などに備えて自己の財産について生存中または死亡後の管理・承継を図るため、信託行為に受益者の指定・変更等を含む特段の定めをする、いわゆる遺言代用の信託（同法90条）および後継ぎ遺贈型の信託（同法91条）の特例が定められている。

信託財産

信託財産とは、受託者に属する財産であって、信託により管理または処分すべき一切の財産をいう（信託法2条3項）。信託できる財産は、この信託法の定義によれば、処分できることが要素となり、金銭的価値に見積もられるすべての財産とされる。この処分には財産の譲渡、担保権の設定も含まれる。具体的な財産としては、金銭をはじめ、動産、不動産、物権、債権などの積極財産が挙げられる。

受託者

受託者とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理または処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう（信託法2条5項）。

信託は、委託者が強い信頼のもとに受託者に排他的管理権を与えるものであるため、受託者は委託者の信頼に応えてその任務を全うできる者でなければならない。民法上の代理の場合は制限行為能力者でも代理人になることができるが、信託の場合は資格制限があり、未成年者、成年被後見人および被保佐人は受託者となることができない（信託法7条）。また、受託者が信託業（信託の引受けを行う営業）を営む場合には、信託業法に基づく免許または登録が求められる。また、金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づく認可を受けなければ、信託業務（信託業および併營業務）を営むことができない。

3 信託の特色

信託法に基づく信託の主な特色は、次のようになります。

- ① 信託は、他人（受託者）による財産管理・処分のための法制度です。この限りでは代理、後見等にも似た制度です。
- ② 信託契約や遺言による信託の場合、受託者が信託財産の名義人となるとともに、その信託財産を管理・処分する権限（管理・処分権）を取得します。受託者に信託財産を管理・処分する権限が移転するところに信託の特色があり、法律関係が信託に当たるかどうかの一つのメルクマールとなっています。
- ③ 受託者は、信託財産の名義と管理・処分権を取得するといっても、その任務の遂行、権利行使は信託目的に拘束され、受益者のために行われなければなりません。つまり、信託財産は、法律上、形式上は受託者に帰属していますが、経済上、実質上は受益者に帰属しているといえます。信託が「二重の所有権」といわれる所以です。
- ④ 信託財産は、受託者の固有財産および他の信託の信託財産と分別して管理されます。信託財産は、受託者が死亡しても、その相続財産にはならず、受託者の債権者であっても、原則として信託財産に対して強制執行することはできません。また、受託者の権限違反行為により信託財産の処分を行った場合には、一定の場合、受益者はその行為を取り消し、信託財産を取り戻すことができます。さらに、受託者が任務や権限に係る違反行為を行うおそれがある場合において、その行為

によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者はその行為の差止めを請求することができます。したがって、その限りでは信託財産には実質的な法主体性が認められ、信託関係は単に委託者（受益者）と受託者との間の債権・債務関係にとどまらなると考えられます。

- ⑤ 信託は委託者の受託者への強い信認関係、つまり個人的要素で成立しますが、一旦信託が成立すると、たとえ当初の受託者が死亡、辞任しても信託はそのまま存続します。つまり、信託目的に拘束され、受益者の利益のために存在する信託財産は、一種の独立性を有しているといえます。

4 信託の種類

信託は、その目的、設定方法、受託財産の種類等いろいろな観点から分類することができますが、ここでは主なものを取りあげて説明します（詳細は第2章14節参照）。

（1）営業信託と民事信託

受託者が信託の引受けを営業として行うか否かによる分類です。受託者が営業として信託の引受けを行う場合が営業信託（商事信託）で、それ以外が民事信託（非商事信託）です。

なお、受託者の果たす役割の違いにより、受託者の果たす役割が財産の管理・保全または処分を超える場合を商事信託という場合もあります。

（2）公益信託と私益信託

信託目的が公益性を有するか否かによる分類です。公益とは、社会全般の利益、すなわち不特定多数の者の利益をいい、公益を目的とする信託が公益信託で、それ以外の信託が私益信託です。

（3）自益信託と他益信託

信託の利益を享受する者（受益者）が、委託者自身であるか、それとも委託者以外の者であるかによる分類です。委託者自らが受益者になる信託を自益信託といい、委託者以外の者が受益者になる信託を他益信託といいます。

信託の中には、一個の信託の中に自益信託と他益信託が混在する形態のものもあります。例えば、元本受益権は委託者自身に留保し、収益受益権のみを第三者に付与する場合です。

非上場会社の議決権をオーナーが維持しつつ、財産権を後継者に贈与する他益信託の活用例

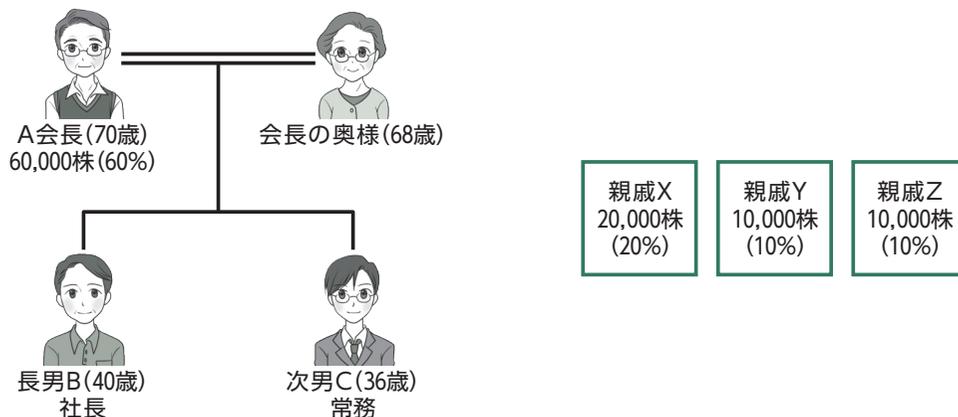
I 事例概要と課題の所在

(1) 取引先企業K社（非上場会社）の概要と親族関係

Case 2

M信託銀行の取引先である卸売業のK社は、A会長の祖父が創業した会社です。株主構成は3代目のA会長が60%を保有していますが、会長の従兄弟や従兄弟の子供などの親戚が残りの40%を3名で保有しています。A会長の相続人は奥様、長男B、次男Cで、子供たちは2名ともK社に勤めています。

【図表2-1】 K社オーナー一族の親族関係図・株主構成



(2) 相続・事業承継の意向

A氏（以下A会長）は今年4月に社長を長男B（以下B社長）に譲り、6月の株主総会（3月決算）で取締役を退任して会長に就任し、役員退職金を受け取ることであります。K社の業績は安定して成長しており、今後も増収増益が見込まれています。そのため、K社株式の相続税評価額は今後も上昇していくことが予想されますが、今期はA会長に多額の役員退職金を支給することで特別損失が出るため、利益がマイナスとなり、一時的にK社株式の相続税評価額が下がることが見込まれます。

A会長はかねてから取締役退任を機に相続対策を進めていきたいと考えており、株価が下がるタイミングで相続時精算課税制度を用いて、B社長にK社株式を贈与し、配当をB社長が受け取ることで将来の相続税納税資金の準備をしたいと考えています。ただし、B社長が40歳とまだ若いことから、議決権まで渡してしまうことに不安を感じており、一定期間（10年程度）は議決権についてはこれまで通りA会長が行使したいと考えています。また、B社長に経営能力がなかった場合には、B社長からK社株式を取り上げ、次男C（以下C常務）に渡したいと考えています。

(3) 信託以外の方法での承継対策と課題

A会長は事業承継のコンサルティング会社に相談したところ、次の3つの対策（種類株式の活用、属人的株式の活用、株主間契約）を提案されました。それぞれの方法とA会長の意向を実現するうえでの課題は次のとおりです。

1 種類株式の活用

黄金株（拒否権付き株式）を1株発行してA会長が保有し、普通株式を後継者に贈与するという方法です。しかし、拒否権付き株式は一定の重要議案を否決できる権利を持ちますが、積極的に意思決定を行うことはできないため、これまで通り議決権を行使したいというA会長の意向は実現できません。また、種類株式の発行には株主総会の特別決議（原則として、行使できる議決権の過半数の株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上により決議）が必要であり、親戚株主が反対すれば発行することはできません。

2 属人的株式の活用

非公開会社においては、議決権について株主ごとの異なる取扱いを定款に定めることが会社法109条2項で認められているため、A会長が1株だけを残して贈与を実施し、定款に属人的定め（例えば、A会長の保有する株式は総議決権の6割の議決権を持つなど）を定めることによって、A会長が株主総会でこれまで通り、議決権を行使できる可能性があります。ただし、属人的株式を定款に定める場合は株主総会での特殊決議（総株主の半数以上かつ総株主の議決権の4分の3以上により決議（会社法309条4項））が必要となるため、種類株式以上にハードルが高く、親戚株主が反対すれば発行することができません。

3 株主間契約

A会長とB社長で「議決権の行使については、A会長の指図に従ってB社長が行使する。」という合意を記載した株主間契約を結ぶという方法も考えられます。この方

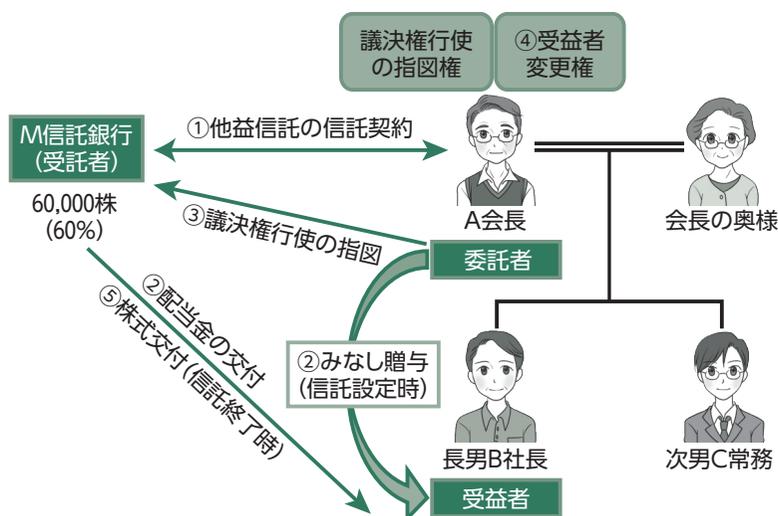
法であれば、当事者間のみ契約によって可能であるため、親戚株主を気にすることはありません。ただし、仮にB社長が合意に反して、A会長の指図を無視した議決権の行使をしたとしても、会社法上は有効であり、A会長は契約違反に基づく損害賠償請求等の金銭的な解決しかできません。

また、**1**～**3**の方法では、B社長に経営能力がなかった場合に、B社長から株式を取り上げてC常務に渡したいというA会長の意向を実現することができません。

2 信託スキームを活用した株式承継対策

A会長の意向の実現のために、M信託銀行と相談し、前述の課題を解決する方法として、【図表2-2】のような信託を活用した株式承継対策を実施することにしました。信託スキームの内容は次のとおりです。

【図表2-2】 信託スキーム図（議決権留保型の他益信託）



(1) 信託スキームの概要

- ① A会長を委託者、M信託銀行を受託者、B社長を受益者とする他益信託契約を締結し、K社株式を信託設定。
- ② B社長が信託受益権を取得し、配当については、株主であるM信託銀行が受け取り、受益者であるB社長に交付。
- ③ 議決権の行使については、議決権指図権者であるA会長からの指図をもとにM

信託銀行が行使。

- ④ A会長は受益者変更権を行使して、受益者をB社長からC常務に変更する権限を持つ。
- ⑤ 信託期間が満了した場合、またはA会長が死亡した場合に信託は終了し、受益者がK社株式を受け取る。

【図表2-3】 信託スキームの信託要項イメージ

信託目的	発行会社の円滑な事業承継による企業価値の維持・向上を目的とする株式の管理および保全
受託者	M信託銀行
信託財産	K社株式
信託期間	10年
委託者	A会長
受益者	B社長
受益者変更権者	A会長
議決権の行使	A会長の指図に従い、M信託銀行が行使
信託の変更・解約	原則不可
信託受益権の譲渡・質入れ	M信託銀行の承諾を得た場合を除き、不可
信託終了事由	① A会長の死亡、②信託契約期間の満了 等
帰属権利者	B社長またはC常務

(2) 信託を活用するメリット

1 当事者間の信託契約でA会長の積極的な議決権行使による意思決定が可能

信託契約の締結に株主総会の決議は不要なため、親戚株主に相談することなく、契約当事者間で信託契約を行うことができます。そのため、種類株式や属人的株式等の活用に比べて手続きが簡易です。また、拒否権付き株式と異なり、A会長が信託設定前と実質同様に議決権を行使できるため、積極的な意思決定が可能になります。また、信託契約において議決権の指図権者をA会長と定め、受託者である信託銀行がA会長の指図に基づいて議決権を行使するため、株主間契約のように契約違反でB社長が議決権を行使するという心配もありません。

信託受益権は信託設定時に受益者であるB社長が取得するため、株価が低くなっているタイミングで信託設定すれば、信託設定時の株価で贈与税を支払うことができます。また、信託設定後はB社長が配当を受け取ることができるため、将来の相続税納税資金の準備をすることもできます。

【図表2-4】 信託スキームとその他の手法の比較

	信託スキーム	種類株式の発行	属人的株式	株主間契約
手続面	契約当事者間の契約手続のみ。	株主総会での特別決議・特殊決議、登記等が必要。	株主総会で特殊決議が必要。	契約当事者間の契約手続のみ。
意思決定	積極的に会社の意思決定をすることができる。	拒否権付株式の場合は、積極的に会社の意思決定をすることができない。	積極的に会社の意思決定をすることができる。	積極的に会社の意思決定をすることができるが、契約違反の場合も法的には有効。
費用	信託設定時、信託期間中に受託者の信託報酬がかかる。	種類株式発行時に登記費用や司法書士報酬等がかかる。	登記不要のため、専門家への相談費用のみ。	当事者間の契約の場合、専門家への相談費用のみ。

2 受益者変更権の行使により、受益者の変更が可能

信託契約の中で受益者を変更する権利をA会長に付与することができます。この受益者変更権を行使することにより、B社長に社長としての資質がなかった場合など、後継者としてふさわしくなかった場合にはC常務に受益者を変更することが可能になります。

(3) 信託スキームを活用する際の留意点

1 会社法との関係

会社法109条では、株式会社は株主をその有する株式の内容および持ち株数に応じて、配当の請求権や議決権等について平等に取り扱わなければならない、とする株主平等の原則を定めています。ただし、非公開会社においては、議決権について株主ごとに柔軟な定め（前述の属人的株式）をすることが認められているため、信託を用いて議決権の指図権を信託受益権の保有割合に比例しない配分とした場合も会社法上の問題は生じないと考えられます^{※2}。ここではあくまで非公開会社を前提としているため、上場会社において事例のような信託スキームを検討する際には、問題となることも考えられるので注意が必要です。

2 議決権行使の指図権の内容と受託者の善管注意義務・忠実義務

本事例では、受託者であるM信託銀行は、議決権指図権者である委託者A会長から

※2 中間整理～信託を活用した中小企業の事業承継の円滑化に向けて～信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会～8頁